

## 第47号議案

府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市立ふるさと府中歴史館の廃止等に伴い、所要の改正等を行うものであります。

府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部を改正する等の条例

(府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部改正)

第1条 府中市立ふるさと府中歴史館条例（平成22年12月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

【 】は注記である。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第3条 省 略</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 省 略</p> <p>(1)～(4) 省 略</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 省 略</p> <p><u>2 前項に掲げるもののほか、歴史館の施設として次の各号に掲げる施設を、当該各号に定める位置に置く。</u></p> <p>(1) <u>国史跡武蔵国府跡国衙跡地区遺構保存展示施設</u> 府中市宮町2丁目5番地</p> <p>(2) <u>国史跡武蔵国府跡国司館跡地区遺構保存展示施設</u>（以下「<u>国司館跡地区施設</u>」という。） 府中市本町1丁目14番地</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 省 略</p> <p>(1)～(4) 省 略</p>

【削除】

(5) 省略

(休館日)

第5条 歴史館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) 省略

【削除】

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

【削除】

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認め

(5) 国司館跡地区施設の使用に関すること。

(6) 省略

(休館日)

第5条 歴史館(国司館跡地区施設を除く。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) 省略

2 国司館跡地区施設の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第7条 展示会、集会その他これらに類する催しのために国司館跡地区施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用の許可に際して、国司館跡地区施設の利用管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、歴史館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) 省 略

【削 除】

るときは、国司館跡地区施設の使用を拒み、又は歴史館への入館を拒み、若しくは退館を命ずることができる。

(1)～(3) 省 略

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国司館跡地区施設の使用条件を変更し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上特に必要があるとき。

(特別の設備等の使用)

第10条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、国司館跡地区施設に特別の設備をし、又は付属する器具以外の器具を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸しては

【削 除】

ならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、国司館跡地区施設の使用を終了したとき、又は第9条第1号若しくは第2号の規定に該当して使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項に規定する義務を怠ったときは、使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

第8条～第9条 省 略

第13条～第14条 省 略

(府中市立ふるさと府中歴史館条例の廃止)

第2条 府中市立ふるさと府中歴史館条例は、廃止する。

付 則

この条例中第1条の規定は令和8年9月1日から、第2条の規定は令和8年12月29日から施行する。